

【別添】

平成25年10月25日

鹿児島テレビ放送株式会社  
代表取締役社長 荒田 静彦 殿

総務省九州総合通信局長  
森下 浩行

「ゆうテレ」及び「チャンネル8」における問題への対応について（嚴重注意）

貴社から提出された平成25年10月18日付けの報告文書によると、貴社が同年6月19日及び8月7日に放送した「ゆうテレ」並びに同年6月29日に放送した「チャンネル8」の番組制作及び放送において、無線通信の当事者の同意を得ずにその音声を受信し、録音し、使用したことは、電波法（昭和25年法律第131号）第59条に抵触したものと認められる。

このことは、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする放送法（昭和25年法律第132号）の趣旨に鑑み、誠に遺憾であり、今後このようなことがないよう嚴重に注意する。

また、今回の事態が貴社の番組の制作体制そのものに関わる問題であることから、再発防止に向けた体制の確立を要請するとともに、再発防止策について1か月以内に文書により報告されたい。